

# 建築行政共用データベースシステム連絡協議会

## 第2回 基準法システムWG

- 1 日 時 平成24年12月7日(金) 13:30~17:30
- 2 場 所 第1部：一般財団法人大阪建築防災センター  
第2部：株式会社近畿建築確認検査機構
- 3 出 席 大阪府  
一般財団法人大阪建築防災センター  
株式会社近畿建築確認検査機構  
I C B A  
株式会社エシエンツ・ジャパン
- 4 議 事
  - ・通知・報告配信システム実証実験の方法(運用方法)
  - ・スケジュール
- 5 配付資料
  - 【資料1】郵送本位型について 送信対象文書と送信形式、運用ルール
  - 【資料2】通知・報告配信システム 利用準備スケジュール(案)

## 1. 郵送本位型 について

### ■送信対象文書と送信形式

○確認審査報告（建築物）の場合 ※経由書類を含む

文書・書類名	記載事項	報告方法	備考
表紙「確認審査報告書」 (16号様式)	確認済証番号・年月日	通知配信システム (xml)	システム配信にて受領
建築計画概要書 第一面・第二面	建築主等の概要、 建築物及びその敷地に関する事項	通知配信システム (xml)	指定機関帳簿記載事項をシステムにて送受信 pdf化及び送信は不要
建築計画概要書 第三面	付近見取図・配置図	郵送	概要書原本を送付 ※第一・二面含む
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、 建築物の階別概要	郵送	写し
チェックリスト		郵送	写し
構造計算適判結果通知		郵送	写し
建築工事届		郵送	原本を送付
浄化槽設置届		郵送	原本を送付
建築主変更等各種届		郵送	写し

※計画変更、中間検査、完了検査については上記に準ずる。

### ■運用ルール

1. 表紙（16号様式）、建築計画概要書第一・二面（確認申請書第一～三面にあたる）のデータ送信は、適宜行うものとします。
2. 指定機関が受領し経由して送付する申請者作成の紙原本書類については、原則として郵便等にて送付するものとします。送付は週1回とし、月～日曜日の間に確認済証を交付し、そのデータを送信した物件の書類を、次の月曜日に発送してください。

ただし、月末の3日間は月～水曜日に当たる場合でこの間に確認済証を交付し、そのデータを送信した物件の書類のうち、当該月に着工する物件の書類については、その週の木曜日に発送してください。~~その週の木～日曜日の分については、原則どおり次の月曜日に発送してください。~~

※つまり、○月29日（月）・30日（火）・31日（水）、□月30日（月）・31日（火）又は△月31日（月）などの場合です。これは、建築工事届に基づく建築着工統計調査票の国への提出期限が着工予定月の翌月10日までと指定されているための措置です。確認済証の交付と同時に着工する物件もあるようなので、ご面倒とは存じますが、よろしくご対応ください。

3. 上記2の書類の送付に際して、データの受信漏れチェックのために、送信物件リスト（様式は問いません。）も併せて送付するものとします。
4. 送付された送信物件リストと照合したうえで、送信データを受領します。不足物件が見つかった場合、電話等で連絡調整の上、配信システムで再送信していただくこととします。

# 通知・報告配信システム 利用準備スケジュール (案)

平成24年12月7日

資料2

	24年度			25年度			
	12	1	2	3	4	5	6
作業概要	実証実験	全体説明会	特庁・指定機関の利用意思確認	特庁・指定機関での送受信体制整備	利用開始		利用開始
府下 特定行政庁		利用検討		利用準備	利用開始		利用開始
指定確認 検査機関		利用検討		利用準備	利用開始		利用開始
大阪府	周知文書発信 実証実験	● 1/16 説明会 (担当課長会議)	● ? 指定機関説明	利用意思決定	利用開始		利用開始
大阪防災 近確機構	実証実験				※利用するかどうかは、最終的には他の特庁や指定機関の利用意向を確認して決定いただくこととします。		利用開始
ICBA	周知文書に対する 質疑対応	● 全体説明会 説明対応	● 利用団体とりまとめ		各機関の利用手続き		